

男性の育児・介護サポート企業奨励金

対象企業

新宿区内に事業所がある中小企業で「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定」を受けている企業

支給要件

【育児・介護休業】

次の要件をすべて満たすこと

- ・14日以上の休業を取得
- ・当該男性従業員に対する賃金の支払い、または代替要員の雇用
- ・当該男性従業員を休業取得後1か月以上継続して雇用



【育児・介護にかかる短時間勤務】

次の要件をすべて満たすこと

- ・30日以上の短時間勤務制度を利用
- ・当該男性従業員に対する賃金の支払いまたは代替要員の雇用
- ・当該男性従業員を短時間勤務取得期間終了後1か月以上継続して雇用



支給額

下記アまたはイのいずれか

- ア) 取得期間（時間）を対象として支払った賃金総額（上限30万円）
- イ) 当該従業員の代替要員を雇用した場合の経費（上限30万円）
※賃金、通勤手当、法定福利費等

申請書類

- ・申請書（第1号様式）
- ・口座振替依頼書（第34号様式の2）
- ・就業規則の写し（休業等の規定が確認できるもの）
- ・別途必要書類※
（※）申請の内容によって、別途必要書類が異なります。
詳しくは下記問い合わせ先へご連絡ください。

男性の育児・介護サポート企業奨励金に関する問い合わせ先

子ども家庭部 男女共同参画課

〒160-0007 新宿区荒木町16 男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）

☎ 03 (3341) 0801